

(様式第9号)

境 界 証 明 申 請 書

令和 年 月 日

(宛先)

埼玉県北本県土整備事務所長

住所

申請者 氏名

(電話)

住所

代理人 氏名

(電話)

下記の土地と、貴職が管理する下記の土地との境界について証明願います。

記

1. 土地の所在 (私有地)

市(町)

大字

字

番地

2. 証明する土地

県 道 名

線 (国有地・県有地)

一 級 河 川 名

川 (国有地・県有地)

普 通 財 産 名

線 (川) の (廃道・廃川・廃堤) 敷 (県有地)

線 (川) の未利用道路・河川用地

そ の 他

境 界 証 明 書

北 整 第 号
令和 年 月 日

上記のことについて、別添図面 (赤線で明示した部分) のとおり相違ないことを証明します。

埼玉県北本県土整備事務所長

(様式第 9 号関係)

境界証明申請にあたっての注意事項等

1 境界証明申請をされる方は、次の要件を具備した者でなければなりません。

- (1) 申請地の所有権を有する者
- (2) 所有権者から委任を受けている者
- (3) 共有地について、共有者から委任を受けている者
- (4) 遺産分割がなされていない申請地について、一部の相続人から委任を受けている相続人

2 申請書は署名等の上、次の図書（電気通信回線による登記情報の提供に関する法律により提供を受けた照会番号付き登記情報を含む）を添付してください。

(1) 道路敷地図・河川境界整備図等

県土整備事務所備え付けのものに、証明する箇所を赤で示すこと

(2) 案内図

申請地周辺の状況が把握できるもので申請地を赤で示したもの

(3) 地図(公図)

不動産登記法第 14 条に規定する地図又は地図に準ずる図面で、取得日が申請日から 3 か月以内のもの。証明する箇所を赤で示すこと

(4) 全部事項証明（土地）

申請地の全部事項証明書(土地)で、取得日が申請日から 3 か月以内のもの

(5) 委任状

委任者が署名等したもの（境界証明に関する一切の権限を委任する旨の委任状）

(6) 戸籍謄本等

申請者（代理人を選任している場合は委任者）が全部事項証明（土地）の所有権者と一致しないときは、申請地の所有権者を明らかにする書類を添付してください。

（相続登記未了による場合には戸籍謄本等、その他所有権移転登記未了による場合には土地売買契約書の写し等）

(7) 承諾書

証明が必要となる境界に接する土地所有者（共有の場合は、共有者全員）が署名等したものの

(8) 実測図

道路敷地図等に記載の杭間距離と実測値を併記した現況測量図を作成すること。証明する箇所の前後の境界杭の区間にある杭の杭間距離及び当該杭の対向にある道路境界杭の杭間距離を測量し、記載すること。証明する箇所は赤で示すこと。測量誤差は現地の状況に合わせて判断するため、比較状況について事前に相談するものとする。

(注) 原本還付について

(3) 地図（公図）、(4) 全部事項証明、(6) 戸籍謄本等の原本還付を希望する場合は、原本とその写しを各 1 部提出してください。窓口で、原本と相違ないことを確認した上で、写しを添付図書として受領し、原本は返却します。

3 提出部数 2 部

4 問い合わせ先

埼玉県北本県土整備事務所 管理担当

住所 … 北本市東間 3-143

電話 … 048-540-8205（管理担当直通）